

審査項目 申請番組	1 資金調達の適正性及び確実性	2 収支の適正性及び確実性	3 放送番組の制作及び調達の確実性
A番組	事業開始までに要する資金の額 163,272,000円 資金調達の方法: 現預金	収支の算出根拠: 特別衛星放送における既存番組の実績により事業計画を作成。 業務の維持確実性: 単年度黒字の達成時期は、事業開始後2年目。	番組制作費用及び番組購入費用: 特別衛星放送における既存番組の実績を参考に計上。 自社が制作する放送番組の1週間当たりの総放送時間に占める割合は100.0%である。他者から購入する放送番組の1週間当たりの総放送時間に占める割合は0.0%である。これらのうち、放送番組の確実に制作できる放送時間と確実に購入できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100.0%である。
B番組	事業開始までに要する資金の額 163,022,000円 資金調達の方法: 現預金	収支の算出根拠: 特別衛星放送における既存番組の実績により事業計画を作成。 業務の維持確実性: 単年度黒字の達成時期は、事業開始後1年目。	番組制作費用及び番組購入費用: 特別衛星放送における既存番組の実績を参考に計上。 自社が制作する放送番組の1週間当たりの総放送時間に占める割合は7.1%である。他者から購入する放送番組の1週間当たりの総放送時間に占める割合は92.9%である。これらのうち、放送番組の確実に制作できる放送時間と確実に購入できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100.0%である。
C番組	事業開始までに要する資金の額 1,500,000,000円 資金調達の方法: 資本金等	収支の算出根拠: 同種の既存番組の実績を参考に事業計画を作成。 業務の維持確実性: 単年度黒字の達成時期は、事業開始後3年目。	番組制作費用及び番組購入費用: 同種の既存番組の実績を参考に計上。 自社が制作する放送番組の1週間当たりの総放送時間に占める割合は0.0%である。他者から購入する放送番組の1週間当たりの総放送時間に占める割合は100.0%である。これらのうち、放送番組の確実に制作できる放送時間と確実に購入できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100.0%である。
D番組 (広告放送100%のため、 一次審査で劣後)			
E番組	事業開始までに要する資金の額 842,272,000円 資金調達の方法: 資本金等	収支の算出根拠: 一般衛星放送における既存番組の実績により事業計画を作成。 業務の維持確実性: 単年度黒字の達成時期は、事業開始後1年目。	番組制作費用及び番組購入費用: 一般衛星放送における既存番組の実績を参考に計上。 自社が制作する放送番組の1週間当たりの総放送時間に占める割合は100.0%である。他者から購入する放送番組の1週間当たりの総放送時間に占める割合は0.0%である。これらのうち、放送番組の確実に制作できる放送時間と確実に購入できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100.0%である。
F番組	事業開始までに要する資金の額 1,800,000,000円 資金調達の方法: 資本金、増資、融資	収支の算出根拠: 同種の既存番組の実績を参考に事業計画を作成。 業務の維持確実性: 単年度黒字の達成時期は、事業開始後2年目。	番組制作費用及び番組購入費用: 同種の既存番組の実績を参考に計上。 自社が制作する放送番組の1週間当たりの総放送時間に占める割合は1.6%である。他者から購入する放送番組の1週間当たりの総放送時間に占める割合は98.4%である。これらのうち、放送番組の確実に制作できる放送時間と確実に購入できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100.0%である。
G番組	事業開始までに要する資金の額 175,522,000円 資金調達の方法: 短期貸付金	収支の算出根拠: 同種の既存番組の実績を参考に事業計画を作成。 業務の維持確実性: 単年度黒字の達成時期は、事業開始後4年目。	番組制作費用及び番組購入費用: 同種の既存番組の実績を参考に計上。 自社が制作する放送番組の1週間当たりの総放送時間に占める割合は33.8%である。他者から購入する放送番組の1週間当たりの総放送時間に占める割合は66.2%である。これらのうち、放送番組の確実に制作できる放送時間と確実に購入できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は89.2%である。
H番組	事業開始までに要する資金の額 1,359,246,000円 資金調達の方法: 現預金及び預け金	収支の算出根拠: 特別衛星放送における既存番組の実績により事業計画を作成。 業務の維持確実性: 単年度黒字の達成時期は、事業開始後1年目。	番組制作費用及び番組購入費用: 特別衛星放送における既存番組の実績を参考に計上。 自社が制作する放送番組の1週間当たりの総放送時間に占める割合は100.0%である。他者から購入する放送番組の1週間当たりの総放送時間に占める割合は0.0%である。これらのうち、放送番組の確実に制作できる放送時間と確実に購入できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100.0%である。
I番組	事業開始までに要する資金の額 174,128,000円 資金調達の方法: 資本金、増資	収支の算出根拠: 同種の既存番組の実績を参考に事業計画を作成。 業務の維持確実性: 単年度黒字の達成時期は、事業開始後5年目。	番組制作費用及び番組購入費用: 同種の既存番組の実績を参考に計上。 自社が制作する放送番組の1週間当たりの総放送時間に占める割合は0.0%である。他者から購入する放送番組の1週間当たりの総放送時間に占める割合は100.0%である。これらのうち、放送番組の確実に制作できる放送時間と確実に購入できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100.0%である。
J番組	事業開始までに要する資金の額 433,647,000円 資金調達の方法: 現預金	収支の算出根拠: 一般衛星放送における既存番組の実績により事業計画を作成。 業務の維持確実性: 単年度黒字の達成時期は、事業開始後2年目。	番組制作費用及び番組購入費用: 一般衛星放送における既存番組の実績を参考に計上。 自社が制作する放送番組の1週間当たりの総放送時間に占める割合は100.0%である。他者から購入する放送番組の1週間当たりの総放送時間に占める割合は0.0%である。これらのうち、放送番組の確実に制作できる放送時間と確実に購入できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100.0%である。
K番組	事業開始までに要する資金の額 408,542,000円 資金調達の方法: 資本金	収支の算出根拠: 一般衛星放送における既存番組の実績により事業計画を作成。 業務の維持確実性: 単年度黒字の達成時期は、事業開始後1年目。	番組制作費用及び番組購入費用: 一般衛星放送における既存番組の実績を参考に計上。 自社が制作する放送番組の1週間当たりの総放送時間に占める割合は8.6%である。他者から購入する放送番組の1週間当たりの総放送時間に占める割合は91.4%である。これらのうち、放送番組の確実に制作できる放送時間と確実に購入できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は83.6%である。
L番組	事業開始までに要する資金の額 175,522,000円 資金調達の方法: 短期貸付金	収支の算出根拠: 特別衛星放送における既存番組の実績により事業計画を作成。 業務の維持確実性: 単年度黒字の達成時期は、事業開始後4年目。	番組制作費用及び番組購入費用: 特別衛星放送における既存番組の実績を参考に計上。 自社が制作する放送番組の1週間当たりの総放送時間に占める割合は3.0%である。他者から購入する放送番組の1週間当たりの総放送時間に占める割合は97.0%である。これらのうち、放送番組の確実に制作できる放送時間と確実に購入できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は97.0%である。
M番組	事業開始までに要する資金の額 163,022,000円 資金調達の方法: 現預金	収支の算出根拠: 特別衛星放送における既存番組の実績により事業計画を作成。 業務の維持確実性: 単年度黒字の達成時期は、事業開始後1年目。	番組制作費用及び番組購入費用: 特別衛星放送における既存番組の実績を参考に計上。 自社が制作する放送番組の1週間当たりの総放送時間に占める割合は6.9%である。他者から購入する放送番組の1週間当たりの総放送時間に占める割合は93.1%である。これらのうち、放送番組の確実に制作できる放送時間と確実に購入できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100.0%である。
N番組	事業開始までに要する資金の額 1,359,246,000円 資金調達の方法: 現預金及び預け金	収支の算出根拠: 特別衛星放送における既存番組の実績により事業計画を作成。 業務の維持確実性: 単年度黒字の達成時期は、事業開始後1年目。	番組制作費用及び番組購入費用: 特別衛星放送における既存番組の実績を参考に計上。 自社が制作する放送番組の1週間当たりの総放送時間に占める割合は100.0%である。他者から購入する放送番組の1週間当たりの総放送時間に占める割合は0.0%である。これらのうち、放送番組の確実に制作できる放送時間と確実に購入できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100.0%である。
評価の考え方	いずれの申請番組も、事業開始に必要な資金(番組制作設備等の初期費用分)を調達する計画があり、かつ、資金調達計画の証拠資料があることから、申請番組間に差はないと評価した。	収支の算出根拠については、いずれの申請番組も、既存番組の実績等に基づき一定の合理性のある積算を行っており、算出根拠の適正性には差はないものと判断した。 業務の維持確実性については、いずれの申請番組も事業開始後5年以内の黒字化を計画しており、その達成時期に違いがあるが、申請番組間における収支構造の違い等から、申請番組間に業務の維持確実性に優劣があるとは判断し得なかった。 この結果、申請番組間に差はないと評価した。	①いずれの申請番組も、番組制作費用及び番組購入費用が適正に計上されており、申請番組間に差がないと判断した。 ②放送番組の確実に制作できる放送時間と確実に購入できる放送時間の合計時間の総放送時間に占める割合が高い申請番組を優位と判断した。 この結果、上記②の順位をもって、上位6位まで10番組(同率のものを含む)を優位と評価した。

第21及び第23チャンネル(各16スロット)

審査項目 申請番組	4 表現の自由の享有	5 放送番組の多様性	6 広告放送の割合	7 個人情報の保護
A番組	放送法関係審査基準 別紙2「3」(2)の基準に適合している(支配するトランスポンダ数は4を超えない)。	特別衛星放送の既存番組であって、当該番組の廃止届を提出していない。 1か月の再放送率は13.3%である。 また、特別衛星放送における他の放送番組の内容との重複は予定されていない。	1週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%以下である。	放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、並びに当該漏えい、滅失又はき損に係る事実関係及び再発防止策の公表を実施することとしている。
B番組	放送法関係審査基準 別紙2「3」(2)の基準に適合している(支配するトランスポンダ数は4を超えない)。	特別衛星放送の既存番組であって、認定を前提とした当該番組の廃止届を提出している。 1か月の再放送率は50.0%である。 また、特別衛星放送における他の放送番組の内容との重複は予定されていない。	1週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%以下である。	放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、並びに当該漏えい、滅失又はき損に係る事実関係及び再発防止策の公表を実施することとしている。
C番組	放送法関係審査基準 別紙2「3」(2)の基準に適合している(支配するトランスポンダ数は4を超えない)。	新たに特別衛星放送を行う番組である。 1か月の再放送率は38.0%である。 また、特別衛星放送における他の放送番組の内容との重複の割合は28.6%である。	1週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%以下である。	放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、並びに当該漏えい、滅失又はき損に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。
D番組 (広告放送100%のため、 一次審査で劣後)				
E番組	放送法関係審査基準 別紙2「3」(2)の基準に適合している(支配するトランスポンダ数は4を超えない)。	新たに特別衛星放送を行う番組である。 1か月の再放送率は32.3%である。 また、特別衛星放送における他の放送番組の内容との重複は予定されていない。	1週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%以下である。	放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。
F番組	放送法関係審査基準 別紙2「3」(2)の基準に適合している(支配するトランスポンダ数は4を超えない)。	新たに特別衛星放送を行う番組である。 1か月の再放送率は0%である。 また、特別衛星放送における他の放送番組の内容との重複の割合は19.7%である。	1週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%以下である。	放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい、滅失又はき損に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい、滅失又はき損に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。
G番組	放送法関係審査基準 別紙2「3」(2)の基準に適合している(支配するトランスポンダ数は4を超えない)。	新たに特別衛星放送を行う番組である。 1か月の再放送率は65.3%である。 また、特別衛星放送における他の放送番組の内容との重複は予定されていない。	1週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%以下である。	放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい、滅失又はき損に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい、滅失又はき損に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。
H番組	既存番組の高画質化を目的とする申請であって、今回認定を受けられることを条件とした既存番組の廃止届を提出している。	特別衛星放送の既存番組であって、認定を前提とした当該番組の廃止届を提出している。 1か月の再放送率は39.1%である。 また、特別衛星放送における他の放送番組の内容との重複は予定されていない。	1週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%以下である。	放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい、滅失又はき損に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい、滅失又はき損に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。
I番組	放送法関係審査基準 別紙2「3」(2)の基準に適合している(支配するトランスポンダ数は4を超えない)。	新たに特別衛星放送を行う番組である。 1か月の再放送率は54.9%である。 また、特別衛星放送における他の放送番組の内容との重複は予定されていない。	1週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%以下である。	放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい、滅失又はき損に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい、滅失又はき損に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。
J番組	放送法関係審査基準 別紙2「3」(2)の基準に適合している(支配するトランスポンダ数は4を超えない)。	新たに特別衛星放送を行う番組である。 1か月の再放送率は56.7%である。 また、特別衛星放送における他の放送番組の内容との重複は予定されていない。	1週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%以下である。	放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい、滅失又はき損に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい、滅失又はき損に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。
K番組	放送法関係審査基準 別紙2「3」(2)の基準に適合している(支配するトランスポンダ数は4を超えない)。	新たに特別衛星放送を行う番組である。 1か月の再放送率は28.4%である。 また、特別衛星放送における他の放送番組の内容との重複は予定されていない。	1週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%以下である。	放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。
L番組	放送法関係審査基準 別紙2「3」(2)の基準に適合している(支配するトランスポンダ数は4を超えない)。	特別衛星放送の既存番組であって、認定を前提とした当該番組の廃止届を提出している。 1か月の再放送率は65.9%である。 また、特別衛星放送における他の放送番組の内容との重複は予定されていない。	1週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%以下である。	放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい、滅失又はき損に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい、滅失又はき損に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。
M番組	放送法関係審査基準 別紙2「3」(2)の基準に適合している(支配するトランスポンダ数は4を超えない)。	特別衛星放送の既存番組であって、認定を前提とした当該番組の廃止届を提出している。 1か月の再放送率は43.6%である。 また、特別衛星放送における他の放送番組の内容との重複は予定されていない。	1週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%以下である。	放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、並びに当該漏えい、滅失又はき損に係る事実関係及び再発防止策の公表を実施することとしている。
N番組	既存番組の高画質化を目的とする申請であって、今回認定を受けられることを条件とした既存番組の廃止届を提出している。	特別衛星放送の既存番組であって、認定を前提とした当該番組の廃止届を提出している。 1か月の再放送率は37.6%である。 また、特別衛星放送における他の放送番組の内容との重複は予定されていない。	1週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%以下である。	放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい、滅失又はき損に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい、滅失又はき損に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。
評価の考え方	いずれの申請番組も、表現の自由の享有基準に適合、又は適合したものとみなせることから、申請番組間に差はないと評価した。	①既存のジャンル(例:映画、スポーツ、音楽、アニメ)に当てはまらない新しいジャンルの申請番組はなかった。新たに特別衛星放送を行うことにより既存のジャンルの中での多様性に資する申請番組については優位と判断した。また、特別衛星放送の既存番組であって、認定を前提とした当該番組の廃止届を提出している申請番組は、廃止された周波数により特別衛星放送全体として多様性が向上する可能性があることから優位と判断した。 ②申請番組の内容が他の放送番組の内容と重複する割合と申請番組における1か月の再放送率を合計した値が低いものを優位と判断した。 この結果、上記①と上記②の評価を順位化し、上位6番組を優位と評価した。	いずれの申請番組も、広告放送の割合が3割を超えておらず、申請番組間に差はないと評価した。	①いずれの申請番組も、放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めており、申請番組間に差がないと判断した。 ②個人情報の漏えい等が発生した場合に、放送受信者等の個人情報保護に関する指針に定める対応をすべて行うことを明らかにしている申請番組を優位と判断した。 この結果、上記②の判断をもって優位と評価した。

第21及び第23チャンネル(各16スロット)

審査項目 申請番組	8 青少年の保護	9 字幕番組等の充実	10 放送番組の高画質性
A番組	<p>1 衛星放送協会放送基準に準じ、青少年の保護に務める。</p> <p>2 放送する作品に関し作品考査を行い、猥褻、暴力等の青少年への適切な配慮がなされていない表現がないように注意する。</p> <p>3 独自に広告放送基準を設け、青少年に影響を与える広告放送を行わない。</p> <p>放送番組の編集に関する基本計画に次のように規定 公序良俗に反し、または家庭、特に児童・青少年に好ましくない影響を与えるものを放送に使用することは差し控える。</p>	<p>字幕付与可能な放送番組に係る1週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合は、98.8%である。</p> <p>解説放送を実施する。</p>	<p>1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。)に係る放送時間の占める割合は、90.3%である。</p>
B番組	<p>全時間帯 (映画作品)映画倫理委員会の「映画の区分」を基準に「R18+」作品は、いかなる場合においても放送を行わない。「R15+」作品は、事前にテロップ等により表示を行うとともに、編成する時間帯を22時以降とする。それ以外に「PG12」及び「G」と区分される「一般作品」においても、本編内容を事前に確認、放送において留意しなければならない描写がある場合は、放送前後にテロップ等により表示を行うとともに、編成する時間帯を配慮する。</p>	<p>字幕付与可能な放送番組に係る1週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合は、98.9%である。</p> <p>解説放送を実施する。</p>	<p>1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。)に係る放送時間の占める割合は、99.0%である。</p>
C番組	<p>成人向け番組など、青少年保護措置が必要な番組は放送しない。</p> <p>放送倫理規定に次のように規定 Ⅱ. 番組基準 (2)児童・青少年の健全な育成を阻害するものは放送しないよう尽力する。心身・判断能力の未熟な児童・青少年が視聴する機会があるという前提に立ち、児童・青少年のいじめ、差別、犯罪、暴力などを助長する表現や、みだりに性的好奇心をあおる内容についてはより厳しい番組審査の対象とする。 (3)社会的問題提起や芸術上の表現を目的にしている、という意図が明確であり、上記の基準に重大な抵触がないと認められる場合には、慎重な考慮の上、柔軟に基準を適用する、ただし、この原則の使用については十分な注意を持ってあたるものとする。 Ⅳ. 放送倫理規定運用ガイドライン(番組・広告共通) 注1)ガイドラインに該当する内容であっても、1)番組の構成上で必要と思われる場合、2)社会的問題提起や芸術上の表現を目的とする意図が明確である場合、3)作品のオリジナリティを尊重すべきと当社が判断した場合においては必ずしも適用を強制するものではない。</p>	<p>字幕付与可能な放送番組に係る1週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合は、99.0%である。</p> <p>解説放送を実施する。</p>	<p>1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。)に係る放送時間の占める割合は、99.0%である。</p>
D番組 (広告放送100%のため、一次審査で劣後)			
E番組	<p>青少年保護に対する配慮を必要とする番組は9時から17時までを基本とする。</p> <p>特別な場合のみ21時まで放送する。この場合、テロップや番組宣伝枠等を通じて十分な事前告知を行う。</p> <p>特別な場合を除き、17時から23時までの青少年の目に触れる機会が多い時間帯は青少年保護に対する配慮を必要とする番組は行わない。</p>	<p>字幕付与可能な放送番組に係る1週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合は、65.5%である。</p> <p>解説放送を実施しない。</p>	<p>1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。)に係る放送時間の占める割合は、92.7%である。</p>
F番組	<p>当社の基本方針として、日本民間放送連盟放送基準にいうところの児童・青少年の視聴に配慮を要する番組を、編成しない予定である。</p> <p>万一、このような番組を編成しなければならない事情が生じた場合であっても、児童・青少年の視聴が予想される日中時間帯から午後9時までの時間帯には編成しないこととし、放送時間帯の区別による青少年保護措置を徹底する。また、上記事情のある場合において、午後9時から深夜早期時間帯にこのような放送番組を編成する際には、以下の事前表示措置等を適宜組み合わせるることによって、青少年保護措置を徹底する。</p> <p>①テロップ又はスーパーインポーズによる文字を番組前に表示する方法。②番組宣伝枠を使用することによって事前に表示する方法。 ③映画番組の事前解説枠で説明する方法。 ④活字媒体、インターネット等を通じて番組の情報を提供する方法。⑤その他有効な方法(例、ペアレナタルロックなど)。</p>	<p>字幕付与可能な放送番組に係る1週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合は、90.1%である。</p> <p>解説放送を実施する。</p>	<p>1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。)に係る放送時間の占める割合は、99.5%である。</p>
G番組	<p>編成方針に則り、全放送時間帯において成人向け番組及び暴力表現等を含む番組を放送しない。</p>	<p>字幕付与可能な放送番組に係る1週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合は、99.4%である。</p> <p>解説放送を実施する。</p>	<p>1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。)に係る放送時間の占める割合は、94.8%である。</p>
H番組	<p>各時間帯に応じて児童・青少年の視聴に十分配慮するとともに、17時～21時に放送する番組については、とりわけ児童の視聴に配慮する。</p> <p>21時～23時に放送される番組について、保護者による児童・青少年への配慮が必要であると判断される場合、番組冒頭での事前表示や有効な方法による事前表示を行う。</p>	<p>字幕付与可能な放送番組に係る1週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合は、78.1%である。</p> <p>解説放送を実施する。</p>	<p>1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。)に係る放送時間の占める割合は、88.6%である。</p>
I番組	<p>本放送番組については、放送番組の編集の基準に基づき、青少年保護措置が必要となる番組は一切放送しない。</p>	<p>字幕付与可能な放送番組に係る1週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合は、88.0%である。</p> <p>解説放送を実施しない。</p>	<p>1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。)に係る放送時間の占める割合は、90.2%である。</p>
J番組	<p>青少年保護措置等を要する番組はない。</p>	<p>字幕付与可能な放送番組に係る1週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合は、98.8%である。</p> <p>解説放送を実施する。</p>	<p>1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。)に係る放送時間の占める割合は、99.1%である。</p>
K番組	<p>午前7:30～午後21:30 15歳未満視聴制限番組として自社で位置づける番組は放送しない。</p> <p>上記以外の時間帯 15歳未満視聴制限番組として自社で位置づける番組の放送可。ただし、該当番組については、番組表における[R-15]マークを記載し、該当番組のオープニング、クロージングにて所定の警告文表示を行う。</p>	<p>字幕付与可能な放送番組に係る1週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合は、84.6%である。</p> <p>解説放送を実施する。</p>	<p>1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。)に係る放送時間の占める割合は、99.7%である。</p>
L番組	<p>映倫審査により、R-15+の指定を受けた映画について、放送時間帯を深夜25時～28時に制限し、テロップ等により事前表示を行う。</p>	<p>字幕付与可能な放送番組に係る1週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合は、99.6%である。</p> <p>解説放送を実施する。</p>	<p>1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。)に係る放送時間の占める割合は、97.8%である。</p>
M番組	<p>全時間帯 (ドラマ)青少年の視聴に相応しくないと判断した場合には、テロップ等により表示を行うとともに、編成する時間帯を配慮する。 (映画作品)映画倫理委員会の「映画の区分」を基準に「R18+」作品は、いかなる場合においても放送を行わない。「R15+」作品は、事前にテロップ等により表示を行うとともに、編成する時間帯を22時以降とする。それ以外に「PG12」及び「G」と区分される「一般作品」においても、本編内容を事前に確認、放送において留意しなければならない描写がある場合は、放送前後にテロップ等により表示を行うとともに、編成する時間帯を配慮する。</p>	<p>字幕付与可能な放送番組に係る1週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合は、90.2%である。</p> <p>解説放送を実施する。</p>	<p>1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。)に係る放送時間の占める割合は、90.7%である。</p>
N番組	<p>各時間帯に応じて児童・青少年の視聴に十分配慮するとともに、17時～21時に放送する番組については、とりわけ児童の視聴に配慮する。</p> <p>21時～23時に放送される番組について、保護者による児童・青少年への配慮が必要であると判断される場合、番組冒頭での事前表示や有効な方法による事前表示を行う。</p>	<p>字幕付与可能な放送番組に係る1週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合は、95.7%である。</p> <p>解説放送を実施する。</p>	<p>1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。)に係る放送時間の占める割合は、87.3%である。</p>
評価の考え方	<p>青少年保護措置を必要とする番組を放送しないか、又は、放送する場合には青少年保護のために必要な措置(例えば、番組冒頭での事前表示や時間帯の配慮等)を講ずる申請番組を優位と評価した。</p> <p>※いずれの申請番組も、成人向け放送番組を行わないことが委託放送事項に明確に記載されている。</p>	<p>字幕付与率の高い順に、解説放送を実施する申請番組の中から、上位6番組を優位と評価した。</p>	<p>申請番組の放送時間のうち、ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送時間の占める割合が高い順に上位6番組を優位と評価した。</p>

第7チャンネル(6スロット)

審査項目 申請番組	1 資金調達の適正性及び確実性	2 収支の適正性及び確実性	3 放送番組の制作及び調達の確実性
O番組	事業開始までに要する資金の額 88,152,000円 資金調達の方法: 資本金、増資	収支の算出根拠: 同種の既存番組の実績を参考に事業計画を作成。 業務の維持確実性: 単年度黒字の達成時期は、事業開始後4年目。	番組制作費用及び番組購入費用: 同種の既存番組の実績を参考に計上。 自社が制作する放送番組の1週間当たりの総放送時間に占める割合は0.0%である。他者から購入する放送番組の1週間当たりの総放送時間に占める割合は100.0%である。これらのうち、放送番組の確実に制作できる放送時間と確実に購入できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100.0%である。
P番組	事業開始までに要する資金の額 1,800,000,000円 資金調達の方法: 資本金、増資、融資	収支の算出根拠: 特別衛星放送における既存番組の実績により事業計画を作成。 業務の維持確実性: 単年度黒字の達成時期は、事業開始後1年目。	番組制作費用及び番組購入費用: 特別衛星放送における既存番組の実績を参考に計上。 自社が制作する放送番組の1週間当たりの総放送時間に占める割合は0.0%である。他者から購入する放送番組の1週間当たりの総放送時間に占める割合は100.0%である。これらのうち、放送番組の確実に制作できる放送時間と確実に購入できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100.0%である。
Q番組	事業開始までに要する資金の額 54,152,000円 資金調達の方法: 現預金	収支の算出根拠: 一般衛星放送における既存番組の実績により事業計画を作成。 業務の維持確実性: 単年度黒字の達成時期は、事業開始後1年目。	番組制作費用及び番組購入費用: 一般衛星放送における既存番組の実績を参考に計上。 自社が制作する放送番組の1週間当たりの総放送時間に占める割合は0.0%である。他者から購入する放送番組の1週間当たりの総放送時間に占める割合は100.0%である。これらのうち、放送番組の確実に制作できる放送時間と確実に購入できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100.0%である。
R番組	事業開始までに要する資金の額: 87,682,000円 資金調達の方法: 短期貸付金	収支の算出根拠: 一般衛星放送における既存番組の実績により事業計画を作成。 業務の維持確実性: 単年度黒字の達成時期は、事業開始後4年目。	番組制作費用及び番組購入費用: 一般衛星放送における既存番組の実績を参考に計上。 自社が制作する放送番組の1週間当たりの総放送時間に占める割合は82.6%である。他者から購入する放送番組の1週間当たりの総放送時間に占める割合は17.4%である。これらのうち、放送番組の確実に制作できる放送時間と確実に購入できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100.0%である。
評価の考え方	いずれの申請番組も、事業開始に必要な資金(番組制作設備等の初期費用分)を調達する計画があり、かつ、資金調達計画の証拠資料があることから、申請番組間に差はないと評価した。	収支の算出根拠については、いずれの申請番組も、既存番組の実績等に基づき一定の合理性のある積算を行っており、算出根拠の適正性には差はないものと判断した。 業務の維持確実性については、いずれの申請番組も事業開始後5年以内の黒字化を計画しており、その達成時期に違いがあるが、申請番組間における収支構造の違い等から、申請番組間に業務の維持確実性に優劣があるとは判断し得なかった。 この結果、申請番組間に差はないと評価した。	①いずれの申請番組も、番組制作費用及び番組購入費用が適正に計上されており、申請番組間に差がないと判断した。 ②いずれの申請番組も、放送番組の確実に制作できる放送時間と確実に購入できる放送時間の合計時間の総放送時間に占める割合は100%であり、申請番組間に差はないと判断した。 この結果、申請番組間に差はないと評価した。

第7チャンネル(6スロット)

審査項目 申請番組	4 表現の自由の享有	5 放送番組の多様性	6 広告放送の割合	7 個人情報の保護
O番組	放送法関係審査基準 別紙2「3」(2)の基準に適合している(支配するトランスポンダ数は4を超えない)。	新たに特別衛星放送を行う番組である。 1か月の再放送率は46.4%である。 また、特別衛星放送における他の放送番組の内容との重複は予定されていない。	1週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%以下である。	放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい、滅失又はき損に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい、滅失又はき損に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。
P番組	放送法関係審査基準 別紙2「3」(2)の基準に適合している(支配するトランスポンダ数は4を超えない)。	特別衛星放送の既存番組であって、当該番組の廃止届を提出していない。 1か月の再放送率は0%である。 また、特別衛星放送における他の放送番組の内容との重複は予定されていない。	1週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%以下である。	放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい、滅失又はき損に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい、滅失又はき損に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。
Q番組	放送法関係審査基準 別紙2「3」(2)の基準に適合している(支配するトランスポンダ数は4を超えない)。	新たに特別衛星放送を行う番組である。 1か月の再放送率は52.7%である。 また、特別衛星放送における他の放送番組の内容との重複は予定されていない。	1週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%以下である。	放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい、滅失又はき損に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい、滅失又はき損に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。
R番組	放送法関係審査基準 別紙2「3」(2)の基準に適合している(支配するトランスポンダ数は4を超えない)。	新たに特別衛星放送を行う番組である。 1か月の再放送率は75.7%である。 また、特別衛星放送における他の放送番組の内容との重複は予定されていない。	1週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%以下である。	放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい、滅失又はき損に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい、滅失又はき損に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。
評価の考え方	いずれの申請番組も、表現の自由の享有基準に適合していることから、申請番組間に差はないと評価した。	①既存のジャンル(例:映画、スポーツ、音楽、アニメ)に当てはまらない新しいジャンルの申請番組はなかった。新たに特別衛星放送を行うことにより既存のジャンルの中での多様性に資する申請番組については優位と判断した。 ②申請番組の内容が他の放送番組の内容と重複する割合と申請番組における1か月の再放送率を合計した値が低いものを優位と判断した。 この結果、上記①と上記②の評価を順位化し、上位1番組を優位と評価した。	いずれの申請番組も、広告放送の割合が3割を超えておらず、申請番組間に差はないと評価した。	①いずれの申請番組も、放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めており、申請番組間に差がないと判断した。 ②いずれの申請番組も、個人情報の漏えい等が発生した場合に、放送受信者等の個人情報保護に関する指針に定める対応をすべて行うことを明らかにしており、申請番組間に差がないと判断した。 この結果、申請番組間に差はないと評価した。

第7チャンネル(6スロット)

審査項目 申請番組	8 青少年の保護	9 字幕番組等の充実	10 放送番組の高画質性
O番組	本放送番組については、放送番組の編集の基準に基づき、青少年保護措置が必要となる番組は一切放送しない。	字幕付与可能な放送番組に係る1週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合は、52.9%である。解説放送を実施しない。	
P番組	<p>万一、このような番組を編成しなければならない事情の生じた場合であっても、児童・青少年の視聴が予想される日中時間帯から午後9時までの時間帯には編成しないこととし、放送時間帯の区別による青少年保護措置を徹底する。</p> <p>また、上記事情のある場合において、午後9時から深夜早期時間帯にこのような放送番組を編成する際には、以下の事前表示措置等を適宜組み合わせることによって、青少年保護措置を徹底する。</p> <p>①テロップ又はスーパーインポーズによる文字を番組前に表示する方法。 ②番組宣伝枠を使用することによって事前に表示する方法。 ③映画番組の事前解説枠で説明する方法。 ④活字媒体、インターネット等を通じて番組の情報を提供する方法。 ⑤その他有効な方法(例、ペアレンタルロックなど)。</p>	字幕付与可能な放送番組に係る1週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合は、90.0%である。解説放送を実施する。	
Q番組	青少年保護措置として、製作された時期が古く、現在では適切でない表現等が一部含まれる番組について、その旨のおことわりテロップを表示。	字幕付与可能な放送番組に係る1週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合は、90.0%である。解説放送を実施する。	
R番組		字幕付与可能な放送番組に係る1週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合は、82.1%である。解説放送を実施する。	
評価の考え方	<p>青少年保護措置を必要とする番組を放送しないか、又は、放送する場合には青少年保護のために必要な措置(例えば、番組冒頭での事前表示や時間帯の配慮等)を講ずる申請番組を優位と評価した。</p> <p>※いずれの申請番組も、成人向け放送番組を行わないことが委託放送事項に明確に記載されている。</p>	字幕付与率の高い順に、解説放送を実施する申請番組の中から、上位1位の2番組(同率1位であったため)を優位と評価した。	

第7チャンネル(6スロット)

審査項目 申請番組	11 災害に関する放送の実施	12 設備の維持	13 提供条件の説明及び苦情等の処理
O番組	地震、津波の発生に関する表示を行う。	番組送出業務及び圧縮符号化処理業務について、他者へ業務を委託する。 委託先との間において、番組送出業務及び圧縮符号化処理業務に関する業務委託の契約等を行っている。 委託先との間において、委託先の実態把握及び委託先との情報共有のための計画がある。	提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。 主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。 主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。
P番組	暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 緊急地震速報を実施する。	番組送出業務及び圧縮符号化処理業務について、他者へ業務を委託する。 委託先との間において、番組送出業務及び圧縮符号化処理業務に関する業務委託の契約等を行っている。 委託先との間において、委託先の実態把握及び委託先との情報共有のための計画がある。	提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。 主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。 主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。
Q番組	暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。	番組送出業務及び圧縮符号化処理業務について、他者へ業務を委託する。 委託先との間において、番組送出業務及び圧縮符号化処理業務に関する業務委託の契約等を行っている。 委託先との間において、委託先の実態把握及び委託先との情報共有のための計画がある。	提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。 主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。 主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。
R番組	暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 緊急地震速報を実施する。	番組送出業務及び圧縮符号化処理業務について、他者へ業務を委託する。 委託先との間において、番組送出業務及び圧縮符号化処理業務に関する業務委託の契約等を行っている。 委託先との間において、委託先の実態把握及び委託先との情報共有のための計画がある。	提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。 主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。 主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。
評価の考え方	①我が国の主な自然災害である「暴風、豪雨、洪水、地震」について具体的な災害情報を提供する体制を備えている申請番組を優位と判断した。 ②緊急地震速報を実施する体制を備えている申請番組を優位と判断した。 この結果、上記①及び②でともに優位と判断した申請番組を優位と評価した。	①いずれの申請番組も、委託先との間において確実な業務実施に資する業務委託契約等があり、申請番組間に差がないと判断した。 ②いずれの申請番組も、委託先との間において保守体制・管理体制・障害時の対応体制の実態把握・情報共有の計画を有しており、申請番組間に差がないと判断した。 この結果、申請番組間に差はないと評価した。	①いずれの申請番組も、主たる委託先との間において提供条件の説明及び苦情等の処理に係る業務委託の契約等があり、申請番組間に差がないと判断した。 ②いずれの申請番組も、主たる委託先との間において委託先の業務実態を把握する計画があり、申請番組間に差がないと判断した。 この結果、申請番組間に差はないと評価した。